

# 中小企業地域資源活用促進法の認定事業に対する支援制度

## ①政府系金融機関による低利融資

認定を受けた事業計画に基づく事業を行うために必要な設備資金及び運転資金を、政府系金融機関が優遇金利で融資します。

### 【問い合わせ先】

（株）日本政策金融公庫 相談ダイヤル 電話：0120-154-505  
URL <http://www.jfc.go.jp/>

## ②中小企業信用保険法の特例

認定を受けた事業計画に基づく事業を行うために必要な資金の融資を受ける場合、信用保証協会による保証の枠が広がります。

### 【問い合わせ先】

北海道信用保証協会  
経営金融相談ダイヤル 電話：0120-279-540  
URL <http://www.cgc-hokkaido.or.jp/>

## ③食品流通構造改善促進法の特例

認定を受けた事業計画に基づく事業（食品の製造等に限る）を行うために必要な資金の融資を受ける場合、食品流通構造改善促進機構による債務保証を受けることができます。

### 【問い合わせ先】

（公財）食品流通構造改善促進機構 電話：03-5809-2176  
URL <http://www.ofsi.or.jp/>

## ④中小企業投資育成株式会社法の特例

認定を受けた事業計画に基づく事業を行う中小企業者が増資を行う場合、資本金3億円を超える会社であっても投資育成会社の投資対象とします。

### 【問い合わせ先】

東京中小企業投資育成（株） 電話：03-5469-1811  
URL <http://www.sbic.co.jp/>

## ⑤地域団体商標の登録料等の減免

認定を受けた事業計画に基づく事業を行う組合等が、地域団体商標の登録を受ける際の登録料・手数料を一部減免とします。

### 【問い合わせ先】

北海道経済産業局  
地域経済部 産業技術課 特許室 電話：011-709-2311 (2584)  
URL <http://www.hkd.meti.go.jp/index.htm>

## ⑥中小機構による高度化融資の特例

複数の中小企業者（グループ、組合等）が、認定を受けた事業計画を実行する際に必要な土地、設備等に対し市町村が融資する場合、（独）中小企業基盤整備機構が市町村に無利子又は低利で融資

### 【問い合わせ先】

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道本部  
電話：011-210-7470  
URL <http://www.smrj.go.jp/hokkaido/>

各支援制度や法律、認定制度についてご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

なお、各支援制度については、関係機関による審査を経る必要がありますので、各支援制度別の問い合わせ先へ個別にご確認ください。

北海道経済産業局 産業部 中小企業課  
電話：011-709-2311（内線2578）